

『個別労働紛争解決セミナー』の御案内

～労働トラブルの未然防止のために～

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（「個別労働紛争」といいます。）が多くなっています。

個別労働紛争は、本来、労働者と事業主の間の民事上の紛争であるため、紛争当事者である労使が話し合い、自主的に解決することが最も望ましいものです。

本セミナーでは、事業主、企業の人事労務ご担当者を対象に、解雇・退職・雇止め等労働関係の終了に係るトラブルの未然防止、紛争解決への取組支援について、数多くの個別労働紛争の解決に携わってこられた北海道紛争調整委員会のあっせん委員による講演のほか、労働関係法令の解説、個別労働紛争に係るADR制度（※）・機関の情報を提供いたします。

個別労働紛争のトラブルを防止するために、是非、ご参加ください。

※ADR（裁判外紛争解決手続）

平成13年に「個別労働紛争の解決の促進に関する法律」により、北海道労働局を窓口とした北海道紛争調整委員会による個別労働紛争のあっせん・調停制度、北海道労働委員会による個別労使あっせん制度が実施され、平成16年には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆるADR法）が施行され、裁判所による労働審判制度、札幌弁護士会の紛争解決センターの開設、北海道社会保険労務士会による労働紛争解決センターによるあっせん制度、札幌司法書士会によるADRセンターが開設されています。

<セミナー概要>

日 時：平成30年2月2日（金） 13:30～15:30（受付 13:00～）

場 所：札幌第一合同庁舎2階講堂

札幌市北区北8条西2丁目1-1 【事務局TEL】011-709-2715

<参加対象>

事業主、企業の人事労務ご担当者等

定員150名（先着順）

参加無料

<プログラム>

時 間	プログラム（予定）
13:30～13:35	◇開会あいさつ
13:35～14:15	◇第1部 労働関係法令の基礎知識 厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部
14:15～15:15	◇第2部 講演「個別労働紛争の実例に照らした労務管理の要点」 講師：北海道紛争調整委員会 あっせん委員 森 隆幸
15:15～15:30	◇第3部 ADR制度・機関について 事務局

【主 催】労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会
札幌地方裁判所・北海道経済部労働政策局雇用労政課・北海道労働委員会
日本司法支援センター札幌地方事務所・札幌弁護士会・北海道社会保険労務士会
札幌司法書士会・北海道労働局（事務局）

<お申込み方法は裏面をご覧ください>

- 受講を希望する方は、本紙に必要事項を記入の上、FAX (011-709-8786) してください。
- FAX番号の誤りにご注意ください。

平成29年度 「個別労働紛争解決セミナー（無料）」 申込書

FAX送信先：011-709-8786 (送付状不要)

(ふりがな)	
お名前	
企業・団体名	
部署名	
役職名	
ご住所	〒 _____
TEL	
FAX	
受付番号	※受付番号記入
※お申込みいただいた後、事務局から受付番号を電話でお知らせいたします。 ※お知らせした <u>受付番号を右欄に記入</u> の上、 <u>ご来場時、本紙を受付にご提示</u> ください。	

- ご記入いただいた個人情報は、事務局にて安全に管理し、本セミナーの目的以外には使用しません。
- ご来場の際は、公共交通機関をご利用願います。
- 多くの企業・団体様にご出席いただけるよう、お申し込みは1企業・団体様1名までとさせていただきますことをご了承願います。

《申込み・お問い合わせ先》 (事務局)

北海道労働局雇用環境・均等部指導課 上見・小田桐・内海

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第一合同庁舎9階 電話 011-709-2715

FAX 011-709-8786